

第 3 回農業委員会議事録

- 日 時 平成 29 年 3 月 27 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室
- 出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・海江田兼光・押田明
・前平正美・坂元芳郎・吉川正克・日高憲治
・谷上政広
事務局 ・阪元・橋口
- 議 題 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 13 号 農用地利用集積計画承認の件（所有権移転・利用権設定関係）
- 議 題 議案第 14 号 農地法の適用を受けない土地の承認の件
- 議 題 議案第 15 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について
- その他

事務局	第3回定例農業委員会を開催いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を海江田委員と押田委員へお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番</p> <p>（譲渡人）○○○</p> <p>（譲受人）△△△</p> <p>（申請地）綾町大字北俣字尾立・・・畑 5,000 m²</p> <p style="padding-left: 100px;">〃 字中迫・・・畑 1,428 m² 合計 6,428 m²</p> <p>（申請理由）新規</p> <p>（賃借料）10a 当たり □□□円</p> <p>（期間）H29.4.1～H34.3.31</p>
会 長	場所は尾立の公民館のそばですか？
事務局	はい。△△△さん新規就農の方で、就農も3年目です。
会 長	何才ぐらいのかた？
事務局	44歳ぐらいです。
会 長	露地？園芸？
事務局	露地です。青年就農給付金をもらっている方です。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p>

事務局	<p>2 番</p> <p>(譲渡人) ○○○</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字北俣字狩果・・・ 畑 876 m²</p> <p style="padding-left: 150px;">" " " " 畑 2,210 m²</p> <p style="padding-left: 150px;">" 字鶴田・・・ 田 865 m²</p> <p style="text-align: right;">合計 3,951 m²</p> <p>(申請理由) 夫婦間生前贈与</p>
会 長	場所はどこになりますか？
事務局	竹野ですけど。杣道から川沿いを上がっていくと竹野の集落になりますけど、集落に上がり口の田と上がってからの畑になります。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>3 番</p> <p>(譲渡人) ○○○</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字北俣字崩瀬・・・ 田 1,312 m²</p> <p style="padding-left: 150px;">" " " " 田 1,275 m²</p> <p style="text-align: right;">合計 2,587 m²</p> <p>(申請理由) 新規</p> <p>(賃借料) 10 a 当たり □万円</p> <p>(期間) H29. 4. 1～H30. 3. 31</p> <p>この方も新規就農者で青年給付金をもらっています。</p>
会 長	○○○さんは今度、譲渡人になっているけど、その前は譲り受けでいいですね。

事務局	はい。前の議案は奥さん所有の田や畑を旦那さんに移すので。
吉 川	この〇〇〇さんは養鶏をしている。
事務局	はい。そうです。竹野でしています。
坂 元	農地は全部、奥さんの名義だったの？
事務局	いえ。この3筆だけ。なぜそうになっていたのかはわからないのですが。元々、〇〇〇さんも竹野の方ではないので、農地を購入したときに夫婦で分けられたのかもしれないです。
会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>4番</p> <p>(譲渡人) 〇〇〇</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字北俣字吉井原・・・畑 4,007 m²</p> <p>(申請理由) 後継者への生前贈与</p>
会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>次、農地法第4条第1項の規定による許可申請の説明をお願いします。</p>
事務局	では、農地法第4条の説明をします。

	<p>(申請者) ○○○</p> <p>(申請地) 南俣字桑下・・・ 田 678 m²</p> <p>(申請理由) 一般住宅及び作業場用地</p> <p>この、○○○さんですけど、宮崎市内で食品製造販売業を行っています。主に、漬物や惣菜を作ってらっしゃるという事で、この方は元々綾の方、らしいんですけど、綾町在住のお姉さんの介護や病院の付き合い等で、綾町の方へ毎週のように通ってらっしゃるという事で、今回、居住地が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定にあり、危険を感じているので、綾へ引越しをしたいとの事で、今回の申請にいたっております。</p>
会 長	678 m ² も必要な広さ？
事務局	形がL字型で、いびつでして、作業場を建設したいという事で、居住と作業場と2棟建てる予定です。
徳 弘	現状は田？
事務局	はい。
徳 弘	耕作は？
事務局	耕作している様子はないけど、そんなに荒れている風でもなかったです。
前 平	5年くらい前までやったかな？耕作していたのは。
事務局	そんなに荒れた感じではないのですが。
徳 弘	埋立てしないと駄目でしょう。
事務局	はい。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手</p>

	<p>を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>次、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。農地法第5条です。</p> <p>(譲渡人) ○○○</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字入野字下畑・・・ 畑 498 m²</p> <p>(申請理由) 一般住宅用地</p> <p>(対価) □□□万円</p>
前 平	<p>この畑は全部、宅地になるの？</p>
事務局	<p>この畑だけ白地なのですよ。あとは青地なのですけど。</p> <p>転用は手前側です。●●●さんの家の方です。</p>
前 平	<p>ここが白地なの？</p>
事務局	<p>はい。1筆。</p>
会 長	<p>道はあるの？</p>
事務局	<p>あります。結構、細いので田の方から行かないと駄目かなと思う。</p> <p>持ち主が○○○さんですから、ここを全て宅地にするつもりかなと思います。</p>
坂 元	<p>ここは離合できるの？</p>
事務局	<p>離合は出来ません。1台通るのがやっとです。</p>
徳 弘	<p>消防法とかそんなのは？</p>
事務局	<p>そうですね。</p>

吉 川	分筆してここだけが宅地？
事務局	いや。まだ分筆はしていません。
徳 弘	今から？
事務局	はい。
谷 上	ここだけが宅地で、あとは畑？
事務局	そうですね。今のところは。
谷 上	宅地になっていくよね。最後には。
事務局	はい。たぶん。 △△△さんの実家は綾だそうです。一人暮らしです。
徳 弘	二反野から西中坪にきて、教会を自分で建てたか買ったかで、自称、牧師みたいです。 家を持っているのに、また建てたの？
事務局	はい。
坂 元	ここが白地になった理由は何？
事務局	元々、白地だったようである。
会 長	以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次、経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積計画についての説明をお願いします。

事務局	<p>1 番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字入野字水洗・・・ 田 1,876 m² (申請理由) 規模拡大 (対価) □□□千円</p> <p>反当□□□万です。</p>
吉 川	<p>○○○さんはここをいくらで買ったの？</p>
事務局	<p>□□□万～□□□万くらいですかね。</p>
海江田	<p>隣は？</p>
事務局	<p>●●●さんのハウスです。</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番～7 番までは県の農業振興公社の案件になりますので、一括して説明を致します。</p> <p>借主は全て公社になります。 (貸主) ○○○ (申請地) 綾町大字入野字中水流・・・ 田 1,811 m² (賃借料) 10a/□□千円 (期間) H29. 5. 1～H39. 4. 30 ○○○さんの所は、公社から●●●さんが借りられる予定です。</p> <p>。</p>

次は、

(貸主) ○○○

(申請地) 綾町大字南俣字一丁田・・・ 田 2,367 m²

(賃借料) 10a/□□千円

(期間) H29.5.1~H39.4.30

○○○さんの所は、●●●さんが借りられます。

(貸主) ○○○

(申請地) 綾町大字南俣字元町・・・ 田 2,000 m²

〃 ・・・ 田 748 m²

〃 字森元・・・ 田 1,175 m² 合計 3,923 m²

(賃借料) 10a/□□□千円

(期間) H29.5.1~H39.4.30

ここも、●●●さんが借り受けを致します。

(貸主) ○○○

(申請地) 綾町大字北俣字菱池・・・ 田 1,003 m²

〃 字牧原・・・ 田 206 m²

〃 ・・・ 田 634 m²

〃 ・・・ 田 566 m²

〃 ・・・ 田 186 m²

〃 ・・・ 田 159 m²

〃 ・・・ 田 116 m²

〃 字梅藪・・・ 田 312 m²

〃 ・・・ 田 587 m² 合計 3,769 m²

(賃借料) 10a/□□□千円

(期間) H29.5.1~H39.4.30

こちらは、●●●さんが借り受けを致します。

(貸主) ○○○

(申請地) 綾町大字入野字中水流・・・ 田 1,917 m²

(賃借料) 10a/□□□千円

(期間) H29.5.1~H39.4.30

こちらは、●●●さんが借り受けをします。

(貸主) ○○○

<p>前 平</p> <p>事務局</p> <p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p>(申請地) 綾町大字南俣字水窪・・・ 田 2,587 m² " "・・・ 田 1,437 m² " 入野字水久保・・・ 田 351 m² " "・・・ 田 813 m² 合計 5,188 m²</p> <p>(賃借料) □□□円 (期間) H29.5.1~H39.4.30 こちらは、●●●さんが借り受けいたします。以上です。</p> <p>この□□□円って4筆で？妥当じゃないの？</p> <p>いえ。妥当ではないです。</p> <p>では、8番からの説明をお願いします。</p> <p>8番からは農協の関係になりますけど、借主は農協です。</p> <p>(貸主) ○○○ (申請地) 綾町大字北俣字塚原・・・ 田 490 m² " "・・・ 田 459 m² 合計 949 m²</p> <p>(賃借料) 10a/□□□円 (期間) H29.4.1~H32.3.31 こちらを、●●●さんが借り受けいたします。</p> <p>(貸主) ○○○ (申請地) 綾町大字北俣字塚原・・・ 田 1,007 m² (賃借料) 10a/□□□円 (期間) H29.4.1~H32.3.31 こちらを、●●●さんが借り受けいたします。</p> <p>(貸主) ○○○ (申請地) 綾町大字南俣字下川原・・・ 田 2,371 m² " "・・・ 田 437 m² " "・・・ 田 901 m² 合計 3,709 m²</p> <p>(賃借料) 10a/□□□円 (期間) H29.4.1~H35.3.31 こちらを、●●●さんが借り受けいたします。</p>
---	---

<p>会 長</p>	<p>(貸主) ○○○ (申請地) 綾町大字北俣字吉井原・・・ 畑 1,802 m² (賃借料) 10a/□□□円 (期間) H29.4.1~H35.3.31 こちらを、南麓の●●●さんが借り受けいたします。</p> <p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法の適用を受けない土地の証明について、先程見ていただきましたけれども、二反野の○○○さんが非農地証明を出してきております。</p> <p>(申請者) ○○○ (申請地) 綾町南俣字梅ヶ野・・・ 畑 1,598 m² // .. 畑 4,803 m² // .. 畑 233 m² // .. 畑 1,493 m² // .. 畑 1,602 m² // .. 畑 664 m² // .. 畑 522 m² // .. 畑 985 m² // .. 畑 1,983 m² // .. 畑 1,700 m² // .. 畑 1,704 m² // .. 畑 315 m² // .. 畑 156 m² // .. 畑 75 m² // 入野字平ノ山・・・ 畑 2,940 m² 合計 20,773 m²</p> <p>(申請理由) 耕作放棄 先程、見ていただいた、太陽光発電の②の部分ですけど、○○○さ</p>

	んの方は太陽光の計画の図面の中に入っております。ここは農振の用地ですけど、そこをどう見ていただけるかと思うんですけど。
徳弘	この4反8畝は綾町地目別土地明細の畑だけとしてなの。
事務局	はい。
徳弘	これは、予定としてパネル設置だけで、今、農振の除外の中には、梅ヶ野5353-66と5353-156は入っていないの？パネルは作りたいけど、ここの除外はしなくてもいいという事？
事務局	除外というより、これは非農地の申請なので、畑を原野に変えて欲しいという申請なので。
徳弘	じゃ、2筆は、畑で残したまま、パネルだけを作るという事？
事務局	そうですね。これは入っておりませんので、非農地にはしなくてもいいと思っているのか、その辺はわかりません。
徳弘	面積が大きいから。5反、5反。これだけで一町だから。はっきりさせてないと、後から、後からだといけないから。さっき見学したのは傾斜地の所で分かったから、後は、この土地が含まれているかどうかを確認だね。
事務局	なんとも、言えないので。
坂元	この②は太陽光はなしって事？
事務局	いや。②は農地が大きいから。 ①と③はまあまあ、いいかなと。
徳弘	牛舎と自宅は畑のままでも、パネルは建てるっていう事だよな。
事務局	尾根を上がって行った所が、牛の運動場になっている。 梅ヶ野5353-66は牛が出ている所だからいいかなと。

	5353-156 は鉄塔周辺。鉄塔と鉄塔を挟んだ場所ですね。
徳弘	でしょ。ですから、後々パネルを作るのか作らないかで、農地じゃない適用にしておけば、後からでも作れるのかとどうかという事でしょう。
課長	ここの問題点があつて、給水栓あるのではないかと。
事務局	あります。牛が放牧することによって、給水栓があります。
課長	畑で牧草を作らないといけないので、給水栓を作ったよね。農業委員会が非農地にしても、多分、代替地で認めることが難しい。
徳弘	左岸にも確認したら、農業委員会が許可を出しているなら、大淀川左岸は何も言えませんか。
課長	大淀川左岸としては、綾町の計画目標が 109ha だから、ただへさえ、109ha になってないから、代替地を探さないといけない。代替地が見つからないときは、給水栓を全部撤去しないといけないです。非農地にすれば。給水栓をストップしないと。それで、〇〇〇さんがいいかどうかですよね。だから、代替地を見つけて、面積を確保しないことには、左岸土地改良区も駄目でしょう。あくまで、農振という形として、うちが作ったので。
会長	その、代替地はあるの？そんな大きいのが？
課長	ないはずです。しかし、代替地を探さない事には、認めることは出来ません。
会長	配管も入っているでしょう？無理じゃないの？
課長	難しいところがあるのですが。だから、左岸と農業委員会が許可したとしても、左岸土地改良区が認めないときが出てきます。ただ、左岸土地改良区が、綾町農業委員会が認めれば、仕方がない、とは思いますが。

押田	1 種農地だから、畑菅を引いたのに、それが、年数も経ってないのに、それを除外するというのはいけないでしょう。
課長	そして、〇〇〇さんは、今度、左岸の理事ですよね。もう上の方の理事だから。
坂元	左岸の規約ってあるの？
課長	左岸土地改良区の規約はあるけど、これは、あくまでも、国営関連事業として県が県営中山間総合整備事業で観光を全部入れるから、二反野に。パームポンドは国営で入って来ているから、ここからの末端の取水する為の間接は国営事業でやっているから、立ち上げにしても、全て本人の同意を得て、立ち上げて、給水栓を建てています。だから、お金の方も、うちで回収したのだけど、そこは回収したのだけれども、作った以上は、あそこは大淀川左岸の受益地となるから。今現在の、受益地の中に入っています。今度は、それを外すと、受益地が減少するので、そこをどうするか、という話です。うちとしましては、非農地にしました。給水栓を外しましょう。で、いいのかどうかなんですけれども。
会長	それは、現実的に出来るわけ？外すとか？
課長	出来ないことはない。ただ、効率的に農業委員会が認めて非農地にすれば、これは農地ではありませんという話になり、それ以前をさかのぼると、農地ですよということで、給水栓を付けているので、左岸土地改良区としては、代替地を探してください、としか言えないですよ。だから、1000 m ² つぶせば 1000 m ² の代替地を見つけてきてください。全体計画の面積が大きいからですね。最初、この関連事業と国営事業を入れたのは、綾町の面積は、あくまでも 109ha、宮崎市を含めた面積が、3800ha で決まっていますので、それを変えるのは、国営事業の戦略が変わってくる。その時に全部に同意をもらって、三条資格者の同意を得て、事業を展開しているので。
坂元	裏をかえせば、今、作っていなくても、誰かが作れる可能性はありますよね。そういう、決め事があるとすれば。でも、本人が、そういう事をするのがいいのかどうか。農業委員会の指導としては、誰

	かに貸しなさいという指導ですよ。それを、条件がいいので、耕作放棄地を認めろとは。
事務局	現に、耕作放棄地ではないと思うのですけど。木が立っているとか。
谷上	昔、放牧していた所か？じゃ、畑はなかなか出来ないの？
坂元	牧草が出来ないのでしょう？
徳弘	前は、トラクターを斜めにしたりして、畑を作っていたけど。これは、受益地で減った分、代替地がなければ、全体の受益者で減った分のお金がかかってくる訳でしょ？
課長	結局、負担はでてきます。
徳弘	負担も他の受益者にかかってくるし、本人はパネルができて、いいだけけど。
課長	今、償還が済んでいれば、お金の心配はないだろうけど、ただ、国営事業計画と経営事業計画と末端の関連事業計画が変わってくるから。
坂元	例えばです。うちの錦原に畑があります。畑菅が通っています。その畑が荒れているから、耕作放棄地で申請するのと同じでしょう。これと一緒に話でしょう。
課長	基本はそうですよね。
徳弘	そこに、パネルを作りましょう。という、話ですよ。
坂元	作りましょうという前に、それは認められない。だから、パネルは後の話。その前に、認められないのだから。
課長	全ての、法的手続きを解決しないとイケない。で、まず持ってきたのが、農業委員会の非農地証明で、あわせて、左岸の了解はどうなのだろうかと気になります。その当時は、欲しいので、本人が三条

	資格者として印鑑を押して、同意しているのだから。それで菅を引っ張って、それだけの費用を払っている訳ですから、国費・公費を投入しているのですから。
海江田	綾川土地改良は地目が変われば、そこを抜けるのですよ。だけど抜く時に、年間の3倍ぐらいの金額を払わないと抜けないのですよ。
課長	決済金でしょ？あとの残分の償還分を含めて、決済金という形で。その決済金処理が大淀左岸土地改良区にあればまた違うのでしょうか。決済金規定はあるにはあるけれども、全体の受益面積が減るので・・・
押田	向こうとしては、町が地目を変えて、それで抜くしかないと思っているのでしょうか。綾川土地改良区と一緒に。
課長	だから、農業委員会がそれをしてしまえば、全部、簡単に抜けられる。左岸土地改良区は苦勞して給水栓を建てて。その苦勞を知っているのに、あんなに苦勞して配管までして、簡単に考えられると、あれは何だったのかと。
坂元	事業をしたから、非農地証明を出せないという訳じゃないのだね。
課長	ではない。ではないです。ただ、関連はありますね。あくまでも非農地にすれば、給水栓はいらないとなれば。
押田	この、今、あがってきているのは、全部入っているの？
事務局	はい。入っています。
押田	左岸の？
事務局	左岸の受益地かどうかは分かりません。左岸の情報が余りないので。
徳弘	左岸のものと照らし合わせて、どこが入っているのか・・・
押田	入っていない部分であれば、左岸も出来なかったのだから、そ

	の部分は外してもいいけど、入っているのであれば。
吉川	青地でしょ？
事務局	はい。
会長	左岸が絡んで、誰がとか、見つけるのは、無理なんじゃないの？
押田	そんなのは、無理でしょう。
課長	〇〇〇さんも理事だし、その所を、〇〇〇さんと左岸とで話してもらおうと違うのでしょうか。
事務局	受益地の確認をしてからで、よろしいでしょうか。
徳弘	受益地が、はっきりわかって、中にどれだけ入っているのかを。
課長	でないと、農業委員会の部分が問われる事じゃないかと。
徳弘	これで、抜けるのだと分かりだした時がね。
課長	どんどんしだして、結局は、なくなってしまう。
事務局	農振だろうが、左岸の受益地だろうが関係なく、非農地の方で使えるとなれば、農振のしほりもいらなくなるから。
押田	左岸が入っているのと、照らし合わせてみないと答えは出せないでしょう。
事務局	一応、左岸と農振と。
会長	坂元さん。左岸に聞いて見て。じゃないと、なんで、農業委員会は知っていて除外したのかになるよ。 はい。分かりました。
課長	前に、●●●の時には、●●●の会社の者が全部まわって、裁判の

	<p>方がどうゆう見解だったのかというと、代替地を探してくれればいいですよという事で、話がありました。●●●の話では。●●●は手を引いたのですが。</p>
前平	<p>さっき、野尻って言ったわ。 野尻は大淀川左岸とは、農振地とは関係ないの？</p>
課長	<p>関係ないです。 野尻は、発電の方でしょうか？電気の方だから、変電所を、野尻に作る。今度の入札をかける。この資料があるのですが、左岸の資料が、総会資料が。</p>
会長	<p>このままじゃ、結論がでませんよね。左岸の関係。農振の関係。</p>
徳弘	<p>〇〇〇さんの下に、△△△さんやは、まだ何も持ってきてないの でしょう。</p>
事務局	<p>はい。持ってきていません。業者が、△△△さんの畑もと、口頭で 言われたのですが、△△△さんの畑が、2筆か3筆か。</p>
坂元	<p>この会社はこういうことばかりやっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
徳弘	<p>これは、向こうが作ってくれた資料でしょ？</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
徳弘	<p>この一番、最後のページの、〇〇〇さんの自宅もってこと？地目別 で、宅地の所を見ると、△△△さんの所と〇〇〇さんの家も入れ込 むということでしょう。</p>
事務局	<p>はい。</p>
課長	<p>すいません。ちょっと説明させて下さい。この事業が、宮崎県・・・ 電力接続案件募集プロセスの開始について、1.5万kW。この1.5万</p>

	kW を入札方式で募集をすると。エリアとしては、綾町・小林・都城・宮崎市の一部という所に入って来ています。
坂元	小林は、どうなっているの？
事務局	小林はですね、須木・野尻・紙屋。農地かどうかは、わかりません。
徳弘	その一帯で、発電したものは、全部野尻に集めましょうという計画です。 だから、二反野でも、こういった広大なものを作ろうという計画になっているのです。〇〇〇（△△△）も予定地として入っているよね。
課長	東諸県郡綾町もこの中にはいってしまして、南俣・入野と一緒に、入るという事で、ちょうどエリアとしては、綾の区域、宮崎、小林、都城、ちょうど二反野が入っているから、広沢ダムを含めた。この部分で業者が、電源開発でこの部分があるから二反野が狙われていると思っています。
徳弘	全体の内、〇〇〇さんのところが、2丁5反。ほとんどです。〇〇〇さん所は家の周りも全部です。
谷上	もう、牧場も全部、閉めるのでしょうか。
徳弘	家は宮谷にもあるし。実家は宮谷だから。
前平	牛は息子がしています。〇〇〇さんは畑だけです。
課長	一応、皆さんに、現地を見て頂きましたので、今後、ちょっと、大淀川左岸を含めた中で、時間をいただいて、もう一回、確認をしながら、次回の農業委員会で。でないと、中々結論ができませんので。
会長	本人とも話し合ってもらって。
徳弘	これだけ大きな開発になっているのに、正直、町としても、そういう考えであるのか、どんな思いなのかを、もう一度、確認をとって

課長	<p>もらわないと、農業委員会だけの責任で、こんなに大きな規模の開発を進めていくことになってしまう。勿論、個人の持ち物なので、山を売るのは、しょうがないにしても。</p> <p>ただですね、今、言った部分の所が、仮に了承になれば、止める方法がないです。景観条例に引っかかることもないですし、あと、林地であれば、大規模開発で引っかかってくるのかなとは思いますが。ただ、現状として、今、ストップがかかっているのは、農振のこの問題だと思うのですよ。これがクリアになれば、問題も無く、開発はされます。法的なものはクリアされますから。</p>
徳弘	<p>ただ、地元には何も聞いてないので。</p>
課長	<p>あと、問題は、地元の反対となれば、また変わってきますから。</p>
徳弘	<p>順番としては、農法をクリアになってから、地元におろすべき。どっちでしょうか。地元の同意を得て、法律を外していく。</p>
課長	<p>ただ、計画図面を提出してくれと●●●側にも、話はしたのですが、了解がないことには、事業は出来ないという見解ですし、以前の考え方ですと。それが踏襲されれば、それを元に行っているのかと、いう話になりますし。ただ、我々としては、あくまでも、地元は反対ですよと、地元の説明をして下さいと、いう話はしていますので。地元は反対ですよと、●●●側に伝えたところ、●●●側は、もう降りたと、いう事になったのです。</p>
会 長	<p>じゃ、この件は、また検討するという事でいかがですか。</p>
議 員	<p>はい。</p>
会 長	<p>では、次の2号議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。議案番号2番。 (申請者) ○○○ (申請地) 綾町入野字城平・・・畑 1,270 m² // ..・・・畑 1,015 m²</p>

	<p>〃 . . . 畑 558 m² 計 2,843 m² (申請理由) 当該地は 20 年以上前から植林されており、農地として利用することが困難である。</p>
会長	もう、山やろ？
事務局	はい。山です。
会長	3 筆とも山？
事務局	はい。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>3 番 (申請者) ○○○ (申請地) 綾町入野字二又 . . . 田 3,440 m² (申請理由) 獣害等により、耕作放棄しており、農地として利用が困難である。</p>
坂元	何も作ってないの？
事務局	荒地です。
押田	埋め立てる予定とかはないの？
課長	ないです。
坂元	今、荒れているの？
海江田	もう、10 年以上ですね。

<p>会 長</p>	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 15 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。以前、11 月だったでしょうか。皆さんが 3 班にわかれて、見ていただいた農地です。一応、B 判定の荒廃農地として、山林だったり、原野だったり、で、皆さんに判断をしていただいたものをあげています。全部で 585 筆。面積が 77 丁ぐらいになりますけど、一応、農振は白地の所を見ていただいたのですが、その非農地判断としてご提案させていただきました。こちらの承認が出来ましたら、皆さんに通知を出すのですが、農業委員会としましては、非農地として判断しました、という事で、速やかに地目の変更をお願いします、という事で、通知をだすのですが、前回、平成 26 年に行かれた時の分も、同じようにお出ししたのですが、1 割にもいってないのじゃないかと、やはり、お金もかかりますし、登記料等。あと、お亡くなりになっています。そんなに救急のものでなければ、皆さん、地目変更をしないのではないかと、いう気はしますが、農業委員会としては、農地パトロールをしまして、非農地判断をさせていただいた所ですから、最終の判断をしていただきたいと思います、ご提案をさせていただきました。</p>
<p>会 長</p>	<p>今の説明でよろしいですか。そういう事でさせていただきたいと思います。議題は終わりましたが、埋め立て地の申出がでていますので、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、会次第に戻りまして。 1 番 (申請者) ○○○ (申請地) 綾町大字北俣字開元・・・ 田 139 m²</p>

	<p>(埋立理由) 畑として利用したい (埋立時期) 平成 29 年 4 月 1 日～4 月 30 日 2 番 (申請者) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字開元・・・ 田 327 m² (埋立理由) 畑として利用したい (埋立時期) 平成 29 年 4 月 1 日～4 月 30 日 この土地、隣同士の土地になります。</p>
海江田	中学校前でしょ。
事務局	はい。中学校前です。
会長	今、埋め立てしているよね。
事務局	はい。今しているのは、宅地の部分だけです。隣が宅地なのですが、□□□さんが持っている宅地を埋め立てしています。
押田	一緒に、同じ高さまで、埋め立てようとしているのでしょうか。
事務局	いずれは、宅地にする予定でしょう。
押田	土地は、白地？
事務局	はい。白地です。白地でも転用が可能な地域なので。
押田	□□□さんが埋め立てついでに、○○○さんと△△△さんのところも埋め立てると、いう事でしょう。
事務局	はい。でも、埋め立てして 1 作ぐらいいはして下さいとは、言ってあります。一応、牧草をするとは言っていましたが。
徳弘	でも、ここを埋め立てしたら、反対側の下のほうに家があるけど、そことの兼ね合いはないの？
事務局	大丈夫だとはおもいますけど。

会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 では、3番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番</p> <p>(申請者) ○○○</p> <p>(申請地) 綾町大字北俣字畑ヶ迫・・・ 田 1,512 m²</p> <p style="padding-left: 100px;">〃 ・・・・ 田 407 m² 1,919 m²</p> <p>(埋立理由) 畑として利用したい</p> <p>(埋立時期) 平成29年5月1日～平成32年5月1日</p>
吉川	青地なの？白地なの？
事務局	白地です。
会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>次回の定例会の説明をお願いします。</p>
事務局	次回は4月25日(火)13時30分から開会です。その他も特には、ありません。
会 長	他にも、その他はありませんか。
課 長	一点だけ、よろしいでしょうか。実はですね。前回、協議していただいたのですが、○○○の方に研修生として、勉強をしている、□

	<p>□□の社員が来ているとの事でしたが、本日、1時30分から□□□の社長が来まして、綾町での事業展開をするという事で、話をしたところなのですが、この法人が来たなかで、新たな事業・農業の展開が始まるということと、もう一点は、全然関係ない訳ではないのですが、オリンピック・パラリンピックにつきまして、正式な農畜産物の利用について、一つの見解が出ております。ご案内のことかと思いますが、GAP ということで、グットアグリカルチャープラクティスだったかな？これが、世界基準です。</p> <p>JAS よりも、かなり厳しい基準です。年間のお金がかかりかかると聞いております。GAP につきましては、宮崎県版の GAP を作ると。話を聞きますと、宮崎県版の GAP を作った上で、それを取得すれば、オリンピック・パラリンピックに出せるとも聞いております。</p> <p>現実には、大手の方から、綾町は注目を浴びておりまして、そういったものに、対応できないかという事で、話が来ております。</p> <p>我々の事業展開としましては、新年度予算で、オリンピック・パラリンピックについての献上と、課題等々を含めながら、今後、進めていきますので、また、皆様方からご協力を頂くこともあると思いますので、その時には、是非ともお願いしたいと思います。</p>
吉川	会社名は？
課長	□□□。
坂元	誘致的なものではないのでしょうか。
課長	これは、県が誘致的な形で仲を取って、進めておりますので、□□□としては、県の後ろ盾を得ています。会社の営業形態は前回、説明したとおりです。従業員は520人。資本金は調べておりません。そういった形で、県の方から直接、案内してきた、という所です。ですから、我々も、うまく利用して乗っけていこうかなと考えています。
坂元	□□□が？
課長	いえ。前回の農業委員会で2反5セの賃借があったと思うのですが、そこの部分です。で、改めて社長が来たという所です。

徳弘	県が GAP の認可をとらないといけないと新聞に載っていたけど、綾町も独自で GAP を取るの？
課長	いえ。うちは、GAP は出来ないです。
徳弘	綾では出来ない。
課長	だから、県版の GAP という形に乗れば、上手く、出せるのかなと、GAP というのは、ひとつの国際基準で、登録するには、今の JAS 法に基づく、JAS の認定の申請料。普通、一般であれば 30 万くらいかかります。一番、最初に。更新時には何十万かかかる。GAP の方は、更に高いらしいです。国際基準だから。
坂元	JGAP とか？
課長	JGAP の上が GAP。GAP もいっぱいあるのです。でも、GAP といったら、国際基準だから、その基準に基づいてという形になります。その分にあわせ込んで、宮崎県版の GAP を作ろうと。県がやるからという事で。
坂元	MGAP？
課長	分からないけど。 それは、もちろん、国際基準に基づいてやります。それだとお金はかからないです。また、具体化したら、みなさんへ伝えます。それをいけば、一時的なものですが、オリンピック期間中にかなりの量が出ると思います。
吉川	この、□□□が中心に？
課長	いえ。□□□はオリンピック・パラリンピックを目指した中で、人参などを作って、出していくと、それだけを。我々としたら、それに乗っかって、香港などにも支店があるそうですから、そこの繋ぎとして海外輸出の展開まで、将来、上手くいけばいいなど、いう事です。

谷上	オリンピックは8月くらいか？
課長	そうです。だから、今年の予算では、予算計上額としては、微々たるものですが、検討していくと。夏野菜に、どういうものが作れるのか、どんなものが出せるのか、という所です。そういうのも含めて、皆さんたちの知恵を借りながら、やっていかななくてはと。先走った中で、情報の開示ではないですけど、説明でした。
会長	それと、●●●の関係はどうなったのでしょうか？
事務局	ちょっと聞いたのですが、●●●の△△△が、二反野の方と話をしているとは聞いているのですが。誰かは分かりませんが。まだ諦めてはいない感じでした。
徳弘	正直、うちの館長ですけど、○○○さんで、肉の関係で、鹿児島の方とも付き合いがあると。□□□がそこに出荷をしていると。その関係で、○○○さんも肥育をしているので、色んな話を聞いてきていると。外国牛の話は取りやめるから、出来るだけ、宮崎産の牛を買うから、という話は聞いてきているみたいです。でも、本当の話かは分かりませんよね。
課長	ただ、我々としては、合点がいかないのは、金額で7,000万という話だったのですが、□□□も出せない金額。2倍程の金額と言う中で、うちに出した書類とすると違うよねって、契約金の話が出ましたけど、うちとしては、きちんと出してもらわないといけませんよね。
押田	ここは、畑の話であって、上の建物に対しては、農業委員会にかかる必要はないと言われたら、それまでですけどね。
課長	うちの方で、貸す必要はないですよ。うちとしましても、○○○を通してもらいたいのもありますし。少しでも綾町に落としてほしいし、今のままだと綾町には1円も入らないですよ。あと、一番、心配なのは口蹄疫の問題ですよ。今のままでは、リ

	スクが大きすぎることですね。
前平	地域住民は売るという事になっているの？
徳弘	そこは、〇〇〇の物だから、地域は関係ないから。
前平	同意もいらないの？
徳弘	牛をするには同意は取っているでしょう。でも、宮崎牛じゃなくなると、また違うのでしょうか。鹿児島牛が入って来ても、宮崎牛ではないので、困るでしょう。
課長	この前の話で、県と〇〇〇と本人達が来たのだけれど、鹿児島の牛を持ってきて、オーストラリアに社長が行っていて、3月末には300頭位、入って来ると。そっちの話がどんどん進んでいて、県の方も来ていたので、県の意見はどうですかと、宮崎牛を推奨する中で、他県の牛を入れるのはどうですかと。色々聞いてみると、他の所でも、土地を買って、鹿児島の牛が入っているみたいです。
徳弘	□□□に話が言ったのですが、元を辿れば、〇〇〇の飼料会社が□□□に話を持っていった所、□□□は自分達で餌をもっているのので、餌を使ってくれる鹿児島に話を持って行った。
課長	いずれにしても、二反野が狙われているのです。問題が収まればすぐだと思いますよ。
会長	抑える事は出来ないかもしれないけれど、一番怖いのは、病気ですよ。病気が入ったら、全滅するよ。
徳弘	二反野自体が、畜産が多いから。
会長	地元民が反対すればね。
課長	地元民が反対するのが、一番効くのですが。最初の□□□と同じですよ。地元が反対しているのに、行政は賛成できませんと言えますよね。

会 長	他にありませんか。なければこれで、終わりたいと思います。
-----	------------------------------

この議事録は、平成 29 年 3 月 27 日開催の第 3 回農業委員会の議事録に相違ありません。

会 長 岡 元 輝 信

議事録署名委員 海江田 兼光

議事録署名委員 押田 明